

平成 30 年度以降の国民健康保険運営協議会について

<29 年度と 30 年度以降の設置根拠等の比較>

		29 年度	30 年度以降
設置根拠		附属機関設置条例（附則 4）	改正国保法第 11 条第 1 項
組織・運営	定数	規則（運協規則）	条例（国保条例）
	任期・会長等の選出	同 上	改正国保法施行令第 4 条
	その他（会議の招集、議決等）	同 上	条例（国保条例）又は規則（運協規則）

○ 平成 29 年度（任期：平成 30 年 3 月 31 日まで）

平成 29 年度は改正国民健康保険法の施行前（施行日：平成 30 年 4 月 1 日）であり、法に根拠規定がないため、地方自治法に基づき、県の附属機関設置条例で国民健康保険運営協議会を設置する（時限設置）。

附属機関設置条例（抄）

附 則

（国民健康保険運営協議会の設置）

4 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、平成三十年三月三十一日までの間、知事の附属機関として国民健康保険運営協議会を置く。

○ 平成 30 年度以降（任期：平成 33 年 3 月 31 日まで）

平成 30 年度以降は、改正国民健康保険法に基づく法設置の附属機関として新たに設置する。任期（3 年）は政令で規定。

改正国民健康保険法（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。